

[事案 2022-60] 先進医療給付金支払請求

・令和5年1月11日 和解成立

<事案の概要>

募集人の説明不足を理由に、先進医療給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術を受けたため、平成31年3月に代理店を通じて契約した医療保険にもとづき、先進医療給付金を請求したところ、同手術が先進医療の対象外であるとして支払われなかった。しかし、以下等の理由により、先進医療給付金を支払ってほしい。

- (1) 契約時、募集人から先進医療の対象が変動することについて説明がなかった。
- (2) 多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術が、先進医療の対象から外れたことの説明がなかった。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、「先進医療ガイド」を用いて、先進医療が一般診療や自由診療へ移行する可能性があることを説明している。
- (2) 先進医療の対象が変動することは、約款に記載している。
- (3) 先進医療の変動は、ホームページに告知しており、契約者に個別に通知する法的義務はない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明不足は認められないものの、以下の理由により、和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 募集人は、先進医療が一般診療や自由診療へ移行する可能性があることについて説明しているが、先進医療・一般診療・自由診療の相互関係について、申立人が十分に理解することは容易ではないと考えられる。
- (2) 保険会社が、先進医療の変動を契約者に個別に通知することは、法律上の義務を負うものではないが、代理店から顧客に注意喚起をするように保険会社が案内しているにもかかわらず、募集人が申立人に対し1回電話を掛け留守だったとして、それ以上の接触をしていないことは不適切と思われる。
- (3) 募集人は、申立人が白内障の手術に関心があることは認識していたため、上記事実を申立人に伝える必要性は通常よりも高いものであったと考えられる。